

# 出資法人に対する委託料(令和4年度)

- ・組織名は令和4年度の組織に基づく。
- ・令和4年度に100万円以上を支出した委託契約を対象とする。
- ・委託料は令和4年度の決算に基づく。

出資法人名	支出した局(室・区)	支出した課(室)	委託業務名	委託業務の内容	委託料(円) (令和4年度決算)	契約方法 (令和4年度)	随意契約の場合の根拠法令	随意契約理由 (契約方法が「随意契約(プロポーザル方式)」又は「随意契約(その他)」の場合に記入)
かわさき市民放送株式会社	総務企画局	シティプロモーション推進室	令和4年度コミュニティFM広報ラジオ番組制作及び放送業務委託	「かわさきホット☆スタジオ」及び「かわさき7カ国語情報」の番組の制作及び放送	37,916,736	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	かわさきFMIは、市民に対し生活に密着したきめ細かい情報を提供できる市内唯一のコミュニティ放送局であり、市政情報等の地域に根差した情報を、広域や県域のマスメディアと比較し、大量かつ迅速に提供することができるため。
公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	協働・連携推進課	令和4年度川崎市協働・連携ポータルサイト「つなぐっとKAWASAKI」管理・運営業務委託	サイトのコンテンツ準備及び管理、入力アカウントの交付、市民からの問合せ対応等	1,759,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の実施にあたっては、ボランティア活動や市民活動等への市民参加を促し、協働で地域課題の解決を支援するというサイトの目的を十分に理解し、その基本となる市民活動への支援に精通していることに加え、Webサイトの運営業務に係る専門的スキルを有する事業者へ委託することが不可欠である。 また、本サイトは市民活動団体等による各コンテンツへの直接入力が可能ことから、市民利用を安定的に維持・確保するためには、運営上の知見に加え、市民活動団体等への伴走支援に関する専門的スキルを有する事業者との連携が必須である。さらに、「応援ナビかわさき」の掲載情報を転載する際には、情報の発信元である市民活動団体等から承諾を得る必要があるが、「応援ナビかわさき」の管理者である選定業者以外では、サイトの根幹となる情報の連携そのものを行うことができない。 (公財)かわさき市民活動センターは、上記の要件を満たし、市民活動支援に関する情報提供のあり方や、本サイトコンテンツについて精通している市内唯一の事業者であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、選定業者と随意契約を行うものである。
公益財団法人かわさき市民活動センター	市民文化局	市民活動推進課	川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度実施業務委託	市民活動補償制度の実施に必要な業務	1,619,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	この業務は、市民活動支援の一環として行うものであるため、市民活動への十分な知識や経験が必要であり、さらに、日常的に市内全域において、すべての分野の市民活動支援を担っている機関が当該業務を実施することで、効果的な事業運営が確保される。全市全領域にわたる市民活動の支援を行い、かつ保険支払の対象となる市民活動か否かについて判断できる中間支援組織は、(公財)かわさき市民活動センターのみであるため、当該業務委託の契約先として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約により契約を締結するものである。
公益財団法人かわさき市民活動センター	こども未来局	青少年支援室	令和4年度子育て支援・わくわくプラザ事業実施業務委託	保護者の就労形態等によりお迎えが困難な児童の居場所及び安全の確保と子育ての支援(わくわくプラザ終了後午後7時まで)。子育て支援・わくわくプラザ事業実施要綱等をもって実施する。	41,091,604	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	指定管理業務において18時まで実施しているわくわくプラザ事業の後、19時までの間にわくわくプラザ室を利用して実施する事業であり、同一の事業者が引き続き事業を行うことが事業の性質上ふさわしいため
公益財団法人かわさき市民活動センター	こども未来局	企画課	地域子育て支援センター(連携型)事業業務委託	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進。子育て等に関する相談、援助の実施。地域の子育て関連情報の提供。子育て及び子育て支援に関する講習等の実施。地域の子育て力を高める取組の実施。	4,640,000	随意契約(プロポーザル方式)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場の提供や、子育てについての相談援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う事業を委託実施するものであり、地域特性やニーズ、活用しうる地域の子育て資源に精通した実施者が運営を行うことが望ましく、事業の目的や性質を鑑みると競争入札は適さないものと考えられるため。

公益財団法人川崎市スポーツ協会	市民文化局	市民スポーツ室	令和4年度市内小学校等における障害者スポーツ体験講座実施支援業務委託	福祉教育等の一環として、障害者スポーツの体験を希望する市内小学校を対象に、参加型の体験講座を実施し、児童が障害及び障害者に対する理解について学習する機会を設ける。また、市内の老人福祉センター等の各施設で障害のあるなしにかかわらず、幅広い世代が楽しめるポッチャの体験会を開催する。その体験を通じて、学校や地域において障害者スポーツへの関心が高まり、市全体として障害者スポーツへの関心や障害及び障害者に対する理解が一層深まることを目的とする。	9,026,600	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	小学校や市内施設における体験講座や体験会の企画運営にあたっては、障害者スポーツ競技に関する知識や指導方法等のノウハウを有している必要があることに加え、施設の希望や小学校の設備に沿った障害者スポーツ種目への対応及び企画運営を行うことが可能な体制を有していることが求められる。また本事業の実施にあたっては、地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ、学校等との調整が不可欠である。
公益財団法人川崎市スポーツ協会	川崎区	道路公園センター	富士見公園内運動施設等管理業務委託及び一部使用料の収納事務委託	テニスコート及び相撲場の受付、施設の維持管理、使用料の収納	11,770,000	指名競争入札		
川崎アゼリア株式会社	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎地下街北口・西口エスカレーター維持管理業務委託	川崎地下街北口と西口の出入口階段に設置したエスカレーターについての維持管理に必要な業務を委託する。	8,822,242	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	川崎地下街内には、通路、階段、エレベータ、エスカレータ等の様々な施設・設備が存在するが、これらの監視業務については、同地下街内に設置されている「川崎アゼリア株式会社」の警備保安室において、監視システムを使用し、24時間体制で一体的に行っている。 当該、北口・西口エスカレーターについても、この監視システムの中に含まれており、他の施設・設備と一体的に管理しなければ、地下街全体としての安全・安心な公共地下歩道環境を確保することができない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、川崎地下街の施設・設備を一体的に管理している「川崎アゼリア株式会社」と特命随意契約を締結するものである。
川崎アゼリア株式会社	川崎区役所	道路公園センター	川崎駅東口広場施設及び地下連絡通路管理委託	川崎駅東口広場施設及び地下連絡通路の管理委託 ・清掃業務 エスカレーター、エレベーター、通路、階段(壁面含む)、照明器具、アネモ、ギャラリー、アルミルーバー、階段上屋 ・警備保安業務 巡回警備、保安監視、エスカレーター及びエレベーターの発停、身障者誘導業務等 ・保守点検業務 エスカレーター、エレベーター、監視カメラ、サーバー設備、給排機器、排水ポンプ、照明器具管球取替、シャッター、消防防火設備、無線通信補助設備	91,872,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は川崎駅再編整備に伴い、平成22年度より供用開始を行った東口駅前広場と川崎アゼリア地下街を連絡する通路、エレベーター、エスカレーター、市道と川崎アゼリア地下街を連絡する通路、エレベーター、エスカレーターの清掃、保守点検及び警備保安業務を行うものです。 川崎アゼリア株式会社は川崎アゼリア地下街を一元的に管理しており、エレベータ、エスカレータの定期点検、地下通路の清掃、警備等の保守管理業務を行っております。また警備保安業務については、川崎アゼリア株式会社が管理し、防災センターも兼ねている中央管理室において24時間体制で行われており、緊急時の体制も整えられております。 本業務の警備保安業務(監視)や保守点検業務は、中央管理室でないと行えない業務があることや、地下街に接続している施設及び通路の清掃業務や警備保安業務(監視)は、川崎アゼリア株式会社が行っている地下街管理業務と同様の内容であり、一元的に管理することで効率的な業務が行えることから川崎アゼリア株式会社と特命随意契約するものです。
公益財団法人川崎市産業振興財団	臨海部国際戦略本部	成長戦略推進部	令和4年度キングスカイフロント拠点活動活性化支援業務委託	(1) KSFをはじめ市内に立地するライフサイエンス関連機関のシーズ・ニーズ等に関する調査業務 (2) 市域にとどまらない広域でのライフサイエンス分野におけるシーズ・ニーズ調査 (3) 交流・連携、事業化支援等のプロジェクト企画及び実施業務 (4) 大田区等との協働による、キングスカイフロント、羽田エリアの拠点価値向上に向けた連携した取組の実施 (5) 報告会の開催とキングスカイフロントクラスター運営会議への報告	18,224,566	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	・ライフサイエンス分野における最先端の科学技術への知見・専門知識を備えた専門家を任用し、キングスカイフロント立地機関が有する研究・事業活動に関する強みや課題に関する情報が蓄積されており、情報収集に必要な立地機関との信頼関係・ネットワークも構築できている。加えて、キングスカイフロントのみならず国内外のバイオクラスターとも独自にMOUを締結するなど強固なネットワークを持ち合わせている。このようなキングスカイフロントにおけるクラスター推進に欠かすことのできない機能を有する団体は、同財団だけであるため。 ・ライフサイエンス分野に関する専門的な知見と経験を基にしたキングスカイフロント立地機関に係る情報の蓄積と信頼関係の構築がなされていると同時に、市内企業との幅広いネットワークや豊富な支援ノウハウを有する川崎市産業振興財団のみであるため。

公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	経営支援課	川崎市海外ビジネス支援センター運営等業務委託	川崎市海外ビジネス支援センターの運営及び海外商談会の実施等市内企業の海外展開支援業務	26,606,690	随意契約(プロポーザル方式)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務の履行には、中小企業者の海外展開支援に係る高度な専門性と経験、創意工夫が求められるため、単に価格の高低のみを比較するのではなく、事業者独自の支援ノウハウや専門的知見、ネットワークに基づいた提案内容を比較検討して委託先を決定することにより、効果的な事業実施が期待できる。 また、事業効果を高めるため、本市が抱える課題に対する具体的な解決策の提案等を求めることで事業者の創造性や業務遂行能力を評価すべく、公募型プロポーザル方式により業者を選定、随意契約を行ったものである。
公益財団法人川崎市産業振興財団	経済労働局	労働雇用部	令和4年度働き方改革・生産性向上支援コーディネート業務委託	働き方改革・生産性向上に関する知見を有するコーディネーターを幅広い業種の企業へ派遣し、個々の企業の課題解決に向けた支援を行う。	21,575,781	随意契約(プロポーザル方式)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	幅広い業種を対象に市内中小企業等の働き方改革・生産性向上を支援するための高度な専門性が求められるため、価格の高低のみを比較するのではなく、事業者独自の専門的知見やネットワーク、支援ノウハウに基づいた提案内容を比較検討して委託先を決定することにより、事業効果を高められると期待できる。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健担当	公害病被認定者等に係る医学的検査業務委託(条例患者以外)	公害健康被害被認定者についての認定更新の可否及び障害程度(等級)の決定に必要な医学的検査を実施	8,879,229	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは、公害関係企業からの拠出金で建設され、設立の趣旨のひとつは、公害健康被害者の長期的健康管理を図るための専門施設となっている。医学的検査のための機材及び人員が整備されており、また被認定者の医学的データの蓄積があるため、被認定者の認定更新の可否・障害程度の決定資料の作成を的確に実施できる唯一の医学的機関であるため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健担当	呼吸機能訓練教室業務委託	公害健康被害被認定者や成人ぜん息患者医療費助成制度対象者等の呼吸器疾患に罹患している者を対象に、呼吸機能訓練教室を実施	2,890,511	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは、川崎及び横浜市長が認定した公害病被認定者の健康回復及び機能向上を図るため、長年にわたり専門的な呼吸器疾患事業を展開している。本事業に関する事業実績を有し業務に精通しているとともに、他に同様の事業を実施している事業者がないため。
公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	健康福祉局	環境保健担当	呼吸器健康相談業務委託	制度離脱者や市民の相談希望者等に対し、閉そく性肺疾患に係る相談や指導を行う。また、必要に応じて呼吸機能検査を実施し、結果に基づいて呼吸機能訓練等を実施する。	2,457,790	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは、川崎及び横浜市長が認定した公害病被認定者の健康回復及び機能向上を図るため、長年にわたり専門的な呼吸器疾患事業を展開している。本事業に関する事業実績を有し業務に精通しているとともに、他に同様の事業を実施している事業者がないため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	経済労働局	経営支援課	マイコンシティセンター管理業務委託	マイコンシティセンターの開錠・施錠、会議室の管理、簡易清掃等の施設管理業務。	1,997,382	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	本事業の委託は、定年退職者その他の高齢退職者に対する就業の機会の確保、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進に資することにつながり、また当該法人は十分な事業実績及び本事業に対する経験と知識を有していることから、根拠法令に基づく委託先として最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	健康福祉局	高齢者在宅サービス課	川崎市シルバー人材センター高齢者向け軽作業委託事業	市内公共施設における高齢者向けの軽作業を委託することにより、そこに働く高齢者の生きがいの充実や社会参加を目的とした委託業務	23,114,976	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができることとされているため
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	建設緑政局	自転車利活用推進室	自転車等放置防止対策(その1)業務委託	放置自転車対策業務(啓発及び整理事業)	67,243,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができることとされているため
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	宮前区役所	総務課	令和4年度宮前地区会館に係る施設管理業務等委託	宮前地区会館の施設管理および利用者の受付業務	5,910,521	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等に対する社会福祉向上に寄与するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約により締結

公益財団法人川崎市シルバー人材センター	麻生区役所	まちづくり推進部総務課	麻生区役所柿生分庁舎管理業務委託	麻生区役所柿生分庁舎の施設管理	5,692,992	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	高齢者等の就労支援等の観点から随意契約によることができることとされているため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	病院局市立川崎病院	事務局庶務課庶務係	令和4年度川崎病院発熱チェック業務委託	川崎病院正面入り口における来院者の発熱確認及び発熱がある際の専門外来への誘導	5,639,638	随意契約(その他)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	病院局市立井田病院	事務局庶務課管理係	令和4年度井田病院看護助手(物品の搬送、受領、返却等)業務委託	定期的に部署を巡回し、看護師や看護助手の依頼を受け、物品等の搬送、受領、返却などの看護助手補助業務	1,675,360	随意契約(その他)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	交通局	管理課	営業所清掃業務委託	営業所構内の清掃及び整頓 営業所内外の営繕、冷暖房器具の保守点検	5,139,769	随意契約(その他)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号	「高齢者等の雇用の安定に関する法律」第36条で定めるとおり、高齢者に提供する就労場所の確保の必要があるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	交通局	運輸課	車両清掃業務委託	在籍バス車両の車内・車外清掃業務	16,538,304	随意契約(その他)	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号	「高齢者等の雇用の安定に関する法律」第36条で定めるとおり、高齢者に提供する就労場所の確保に努める必要があるため。
公益財団法人川崎市シルバー人材センター	教育委員会事務局	地域教育推進課	令和4年度はるひ野黒川地域交流センター管理運営業務	(1)施設の利用に関すること (2)サロンの運営に関すること (3)施設開放時間中のはるひ野黒川地域交流センター内の安全管理・維持管理に関すること (4)学校と地域の連携に関すること (5)その他、目的を達成するために必要なこと	5,756,386	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	左記の者は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターに該当するところ、本事業を委託することにより、高齢者の雇用につなげることは、本市が取り組む高齢者就労支援事業等、高齢者施策の目的と合致し、高齢者に対する社会福祉の向上に寄与するため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	市民文化局	市民スポーツ室	障害者スポーツ振興に係る委託事業	かわさきパラムーブメントにおけるレガシーのひとつとして、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を掲げており、この実現に向けた取組として、更なる障害者スポーツの充実や普及促進を図るため、障害者スポーツ大会及び障害者スポーツ教室等の開催・派遣に係る業務等について委託するもの	15,276,583	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	・本事業は、障害者スポーツ大会の開催及び障害者スポーツ教室等を行うため、障害者に対する知識や市内障害者団体と包括的なネットワークを構築していることが不可欠な事業である。 ・本事業は、健常者のスポーツ大会やスポーツ教室とは異なり、障害の程度を熟知し、安全に大会運営を行える体制が必要である。そのため、障害について熟知した人員と障害者スポーツの指導ができる人員を配置することが可能で、市内障害者団体等と緊密な関係が必須となる。 ・これらのすべての要件を満たす事業者は、障害者スポーツ協会を内部組織として擁し、障害者スポーツ大会開催の受託実績等も有する(公財)川崎市身体障害者協会しかないため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	市民文化局	市民スポーツ室	令和4年度川崎市スポーツセンター等における障害者スポーツ普及支援業務委託	かわさきパラムーブメントにおけるレガシーのひとつとして、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を掲げており、この実現に向けた取組として、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めていくため、各区スポーツセンター等において障害者や介助者等に障害者スポーツを楽しんでもらう「障害者スポーツプログラム」を開催するとともに、次年度以降の事業展開がより発展的なものとなるよう、当該事業における課題の把握や改善点の提示、新たな提案等に係る業務等について委託するもの	6,670,279	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	・本事業は、障害者や介助者等を対象とした事業であり、障害に対する知識や障害者団体等と包括的なネットワークを構築していることが不可欠である。 ・本事業は、健常者のスポーツ事業とは異なり、障害の程度を熟知し、安全に運営を行える体制が必要である。そのため、障害者スポーツに精通し極めて専門性の高い知見を有していること、また障害者団体等との緊密な関係が構築されていることが必須となる。 ・これらのすべての要件を満たす事業者は、障害者スポーツ協会を内部組織として擁し、障害者スポーツ大会開催の受託実績等も有する(公財)川崎市身体障害者協会しかないため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	障害者社会参加推進センター設置運営委託	障害者自らによる諸種の社会参加促進事業を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するために設置・運営を行う。	4,713,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	川崎市障害者社会参加推進センター設置運営業務は、厚生労働省通知により障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に設置するものとされている。当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、業務に精通し十分な事業実績を有しており、当該センター運営委託先として最適であるため。

公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	啓発・普及事業実施委託(障害者福祉活動推進事業)	・障害者社会参加推進センターの運営 ・障害者社会参加推進協議会の開催	9,759,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、身体障害者の福祉事業、障害者スポーツ及び文化活動等の事業を行っており業務に精通し、十分な事業実績を有している。 川崎市障害者社会参加推進センター設置運営事業は、障害者の社会参加を推進するための社会参加推進センター設置運営業務、コミュニケーションの確保等事業、生活訓練等事業、スポーツ振興事業、啓発・普及事業、障害者福祉活動推進事業を実施するものであり、当該法人は、これら事業の適切かつ効率的な事業実施に最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	生活訓練等事業実施委託	・歩行訓練(階段、坂道、信号等、障害者が歩行するにあたって注意すべき場所等についての勉強会・講習会・実地演習等)・身辺・家事管理(身だしなみ、調理、裁縫、洗濯等に関する講習会・教室等) ・家庭生活学習(生活設計、家族関係、育児に関することの教室等) ・社会生活及び職業生活学習(食事、入浴方法、性、出産、育児、就学、就労に関する講習会、教室、研修会等)	1,690,750	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与することを目的とした法人であり、身体障害者の福祉事業、障害者スポーツ及び文化活動等の事業を行っており業務に精通し、十分な事業実績を有している。 川崎市障害者社会参加推進センター設置運営事業は、障害者の社会参加を推進するための社会参加推進センター設置運営業務、コミュニケーションの確保等事業、生活訓練等事業、スポーツ振興事業、啓発・普及事業、障害者福祉活動推進事業を実施するものであり、当該法人は、これら事業の適切かつ効率的な事業実施に最適な法人であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課	重度障害者福祉タクシー事業費	・重度障害者福祉タクシー事業(福祉有償運送車両等)の実施	33,279,362	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	重度障害者福祉タクシー事業の一つである福祉有償運送等の車両を対象としている委託については、福祉車両等に係る福祉タクシー利用券の精算事務等を実施するものである。(公財)川崎市身体障害者協会については、福祉キャブ(リフト付自動車)運行事業の実施主体であり、障害者の移動支援事業の知識や経験が豊富で、当該事務を円滑に行う団体がこの他に確保が困難であることから(公財)川崎市身体障害者協会へ委託することが適当であるため。
公益財団法人川崎市身体障害者協会	健康福祉局	地域包括ケア推進室	地域相談支援センター運営業務委託	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施する地域相談支援センターの運営業務	16,363,119	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、利用者のニーズや地域の特性を理解し各種相談に応じるとともに、支援を総合的にマネジメントする必要があり、サービスの継続性を考慮することが不可欠である。当該法人は、これまでの業務受託を適正に履行してきた実績を有しており、エリア内の相談支援体制の充実強化という本事業を適切に実施可能な唯一の法人であるため。
一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会	こども未来局	こども家庭課	川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業等業務委託	川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴで実施するひとり親家庭等の支援に係る業務。	38,595,250	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けては、経済的支援を基本とし、総合的に支援をしていくことが重要であり、親に対しては就業による自立を基本とした支援を行うものとしている。 本委託は母子・父子福祉センターサン・ライヴを拠点として、主に親に対する就業・生活支援を行うものであり、これらの事業はひとり親家庭の固有の課題解決に向けてまずは相談支援を行い、課題整理を行った上で就業・生活支援等の様々な取組みにつなげていく過程であるため、一体的に取組むことでより効果が高まるものである。また、サン・ライヴ事業の大部分を占める、就業相談・就業支援講習会などの就業支援等事業の実施に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(以下「法」という。)において、法第6条第6項に規定された母子・父子福祉団体と緊密な連携を図るよう規定されている。 また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」においては、母子・父子福祉団体等への受注機会の増大への努力等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。 当該法人は、役員の過半数が母子家庭等である市内で唯一の母子・父子福祉団体であり、また、全国母子寡婦福祉団体協議会に属し、母子家庭等への知見があり、かつ自身の経験等を活かし寄り添った支援を実施することが可能である。 以上のことから、当該法人を本事業の契約相手として特命随意契約により契約している。

一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	住宅整備推進課	川崎市住まいアドバイザー派遣制度に関する業務委託	まちづくり公社が運営する住宅相談窓口(ハウジングサロン)に寄せられた相談のうち、一戸建て又は分譲マンションの所在地における相談対応が必要と判断された場合に、一級建築士やマンション管理士等の専門アドバイザーを派遣する住まいアドバイザー派遣制度の円滑な運営を図るために、次の業務を実施する。 ・住まいアドバイザーの条件等の確認、報告 ・派遣申請の受付 ・住まいアドバイザー派遣に関する報告	2,808,600	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	まちづくり公社が運営する住宅相談窓口(ハウジングサロン)と一体的に本業務を実施可能な団体は、同公社以外には無いことから、平成23年4月1日付けで締結した「川崎市住まいアドバイザー派遣制度に関する業務委託に係る協定書」に基づく委託であり、地方自治法第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため。
一般財団法人川崎市まちづくり公社	まちづくり局	施設計画課	「川崎市公共建築物の維持及び保全のための相互協力に関する基本協定」第4条の規定に基づく令和4年度委託	設計業務・工事監理業務等	89,669,800	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、設立以来多くの公共建築物を設計・建築している実績があり、公共建築物に必要な能力及び知識・経験を有していることに加え、民間設計事務所へは発注できない市職員の事務の一部を補完する業務も委託できるため。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	川崎市居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業における業務委託	川崎市居住支援制度では、制度対応窓口の設置、窓口相談対応業務、入居保証に関する業務、居住継続支援に関する業務、制度関係団体との連絡・調整を円滑な運営を図るため、あんしん賃貸支援事業では、相談対応、事業普及・啓発、各種情報提供等、支援団体の支援、連絡・調整業務を行っている。	4,716,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和2年4月1日付けで締結した「川崎市居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業の業務の委託に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条第2項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため。公社は、公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてノウハウも有しており、住宅政策等を連携して実施するパートナーであると川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	高齢者住まい・住み替え相談等支援事業における業務委託	・高齢者等住み替え相談 高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者や家族等からの相談に対し、賃貸住宅又は施設等の住み替え先に関する情報提供、介護又は福祉等の支援先に関する助言や住宅に住み続けるためのリフォーム等に関する情報提供及び助言等の支援を行う。 ・空き家相談 空き家所有者本人又はその家族等から、空き家の再生・利活用、処分等に関する相談に対する情報提供、助言等の支援を行う。 また、協定を締結した専門家団体と連携し、空き家等に関する課題解決に向けた支援を行う。	7,487,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	平成28年9月1日付けで締結した「高齢者住まい・住み替え相談等支援事業に関する協定書」に基づき委託するもので、地方自治法施行令第167条第2項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)に該当するため。公社は、公的団体として、市民、事業者等の信頼があり、住宅やまちづくりの事業者としてノウハウも有しており、住宅政策等を連携して実施するパートナーであると川崎市住宅基本計画で位置付けられている。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	住宅整備推進課	川崎市特定優良賃貸住宅事業等の一部業務に関する委託	・高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額に係る国庫補助の申請に必要な書類の作成に関する業務。 ・データベースシステムの維持管理及び市の指示に基づく資料作成に関する業務。	1,155,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額に係る国庫補助申請に係る提出書類については、入居者の所得把握及び入退去の情報を活用し、公社で作成することによって申請業務の効率化及び事務の軽減を図ることができるため、本業務委託は性質が競争入札に適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(市営住宅)	入居者管理業務 市営住宅維持管理業務 市営住宅修繕業務	4,344,251,782	随意契約(その他)	公営住宅法第47条第1項および川崎市営住宅条例第34条第1項	公営住宅法第47条第1項および川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、管理の委託先が特定されるため令和4年2月15日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(市営準公営住宅等)	入居者管理業務 市営準公営住宅等維持管理業務 市営準公営住宅等修繕業務	3,838,665	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市営住宅と同一の団地を構成する準公営住宅を、市営住宅の管理委託先である川崎市住宅供給公社にて一体的に管理することにより業務の効率化が図られるため、令和4年2月15日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅管理業務委託(特定公共賃貸住宅)	入居者管理業務 特定公共賃貸住宅維持管理業務 特定公共賃貸住宅修繕業務	33,825,210	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市営住宅と同一の団地を構成する特定公共賃貸住宅を、市営住宅の管理委託先である川崎市住宅供給公社にて一体的に管理することにより業務の効率化が図られるため、令和4年2月15日付けで川崎市営住宅管理業務基本協定書を締結しており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
川崎市住宅供給公社	まちづくり局	市営住宅管理課	川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅並びに駐車場の使用料の収納の事務	市営住宅等の使用料の収納 駐車場の使用料の収納 収納金の指定金融機関への払込 収納金の係る収納情報の送付	122,670,000	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公営住宅法第47条第1項及び川崎市営住宅条例第34条第1項の規定により、管理の委託先が特定される市営住宅の管理と密接に関連した業務であるため、市営住宅の管理業務委託先である川崎市住宅供給公社にて収納事務を行うことが最も効率的であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	建設緑政局	みどりの管理課	生田緑地ばら苑のバラの育成及び管理業務委託	施設内の管理、バラの育成及び管理、ボランティアの指導・育成ほか	64,717,180	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	「生田緑地ばら苑」は平成14年に小田急電鉄線から引継ぎ市が管理を行い、春と秋の一般開放時には、多くの市民に親しまれている。これまでにボランティアと協働でバラの育成と管理を行っており、現時点で160名を超える、ボランティアについては、ばら苑の維持管理に必要な不可欠となっている。このようなことから本委託は、バラ育成に関する専門性に加え、ボランティアの指導、育成について、豊富な知識や経験が必要である。このことについて、「公益財団法人川崎市公園緑地協会」については、本市の出資法人として、全市的なボランティア育成事業に継続的に取り組み、ボランティアの指導、育成に関して豊富な知識、経験を有しており、本施設の登録ボランティアとも長年の信頼関係を築き上げている。なお、ボランティアの活用をせずに、本施設の維持管理水準を維持するためには、より多額の人件費の確保が必要となる。 また、土壌の劣化とともに蔓延しているバラの病気の対策についても、知識と経験を有し、適切な育成管理を継続して行ってきた実績がある。 さらに、今後も新型コロナウイルス感染防止対策が必要となる状況が想定される中で、一般開放の際には、適切に感染防止対策を行い、感染者を出すことなく実施した実績があり、限られた予算の中で効果的な対策を取ることができる。 以上のことから、当ばら苑の性質等を勘案し、ボランティアの活用を図りながらバラを適正に維持管理していくとの目的を達成するため、「公益財団法人川崎市公園緑地協会」と契約を締結することが妥当であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約としたもの。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	建設緑政局	みどりの管理課	令和4年度等々力陸上競技場運営維持業務及び使用料一部収納事務委託	陸上競技場運営及び維持管理業務、使用料収納事務	124,749,900	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	等々力陸上競技場(以後、「競技場」という)は、大規模(数万人)イベントやJリーグ開催時において、安全かつ円滑な施設運営が求められ、等々力緑地(以後、「緑地」という)内及び周辺道路の渋滞対策等も含めた来場者及び緑地利用者の安全を確保する必要がある。 また、競技場は、Jリーグ川崎フロンターレのホームゲームの会場として、コロナ禍においても毎試合1万5千人程度の来場があり、主催者との事前の綿密な調整と連携を行い、事故の無いよう来場者へ適切な対応が求められる。 「公益財団法人川崎市公園緑地協会」は、長年、競技場の管理運営に携わりノウハウを有し、併せて緑地内駐車場の管理を行っており、来場者等の円滑で安全な誘導の実績があるとともに、緑地内に本部事務所を有し、日頃から他の緑地内施設等とも連携を図りながら、円滑な施設運営を行っている。 以上のことから、業者の変更によって円滑な施設運営に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、令和5年度から導入が予定されている緑地の一体的な管理体制へ円滑に業務を継承する必要があることから、本委託の性質に照らして競争入札による契約の相手方の決定が適当ではないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、「公益財団法人川崎市公園緑地協会」との随意契約としたもの。
公益財団法人川崎市公園緑地協会	中原区役所	道路公園センター管理課	等々力緑地内釣池の使用料収納事務及び管理業務委託	等々力緑地釣池使用料の収納事務及び維持管理業務委託	13,310,000	指名競争入札		

公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局	庶務課	消防訓練等業務委託	地震体験車の派遣を伴う消防法(昭和23年法律第186号)第8条等に基づく訓練指導等	7,975,000	一般競争入札		
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	消防局	救急課	川崎市応急手当普及啓発活動事業	各種応急手当講習等の実施及びそれに係る必要な書類	11,000,000	一般競争入札		
公益財団法人川崎市学校給食会	教育委員会事務局	健康給食推進室	川崎市学校給食用食材調達業務委託	市立学校の学校給食の実施に当たり、食材調達業務を委託	5,740,197,431	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本契約の受託者は、毎日11万食以上の安全・安心な学校給食の実施のために、①大量の食材の安定的な供給や多数の拠点への定時納品が可能であること、②食品の安全性の確保ができること、③不良品が生じた場合や不測の事態への対応が行えること、④調達実績(他都市での実績含む)の全ての要件を満たす必要があり、学校給食会以外は当てはまる事業者がないため。
公益財団法人川崎市生涯学習財団	教育委員会事務局	生涯学習推進課	生涯学習情報収集・提供事業業務委託	市内の生涯学習関連情報の収集・整理・データ入力。システム運営に係る維持・管理。市民からの生涯学習情報に関わる問合せ・相談への対応。神奈川県生涯学習情報システムへの情報提供。	3,146,301	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本業務は、市民が生涯学習のきっかけや学習の場を探し、若しくは、自身の持つ知識や技術を地域に活かす機会を見つけるなど、様々なニーズに応じた生涯学習の情報を市民に提供し、市民の自発的・主体的な生涯学習や地域活動への参加を支援するために、講座・イベント情報、指導者・人材情報、団体グループ情報などの生涯学習情報を収集するとともに、収集した情報を川崎市生涯学習財団が有する生涯学習情報システム「かわさきの生涯学習情報」に掲載するほか神奈川県生涯学習情報システム「PLANETかながわ」に掲載し、インターネットを通じて広く市民に提供するものである。情報の掲載を行うシステム「かわさきの生涯学習情報」は、平成28年度に事業を整理した「ふれあいネット生涯学習情報」システムの代替えの情報システムとして川崎市生涯学習財団が継承し、財団の公益事業として整備した情報システムであることから、本業務を受託できる事業者は、対象となるシステム「かわさきの生涯学習情報」を有し、「PLANETかながわ」の操作権限を有している川崎市生涯学習財団のみである。また、川崎市生涯学習財団は、「ステージラインかわさき」や「ふれあいネット生涯学習情報」の運営管理を行ってきた実績をはじめ、「PLANETかながわ」の立上げ当初からその運用を支援してきた実績、高度な技術力を持つ人材と、情報管理に対する高い安全性を確保してきた実績や全市民的な生涯学習情報を収集するための豊富なネットワークとノウハウの蓄積があり、受託に必要な技術・能力を有していることから、本業務の受託者は川崎市生涯学習財団の他にない。
公益財団法人川崎市生涯学習財団	教育委員会事務局	地域教育推進課	令和4年度川崎市学校支援センター事業業務委託	(1)学校支援を行う地域人材等の相談対応 (2)学校支援を行う地域人材等の情報管理 (3)学校のニーズに応じた地域人材等の紹介 (4)学校支援を行う地域人材等の支援 (5)支援員会議の開催 (6)上記の他、本事業の目的達成のために必要な業務	3,504,285	随意契約(その他)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該法人は、本事業の立ち上げ当初から関わっていることから、事業内容を熟知しているとともに、中間支援組織として、各関係団体との連携協力体制をすでに有しており、学校教育ボランティアや寺子屋先生養成講座などを通じた学校を支援する人材の養成において、本市において最も実績のある団体である。さらに、当該団体は、退職教職員をはじめとする学校の実情を理解した適切な人員を配置するための人的なネットワークを構築しているだけでなく、生涯学習分野における多様な人材情報を有していることから、当該団体が本事業を受託することにより、学校へ紹介できる人材の幅が広がるなど、本事業の充実が見込まれる。また、令和3年度の受託団体としても、コロナ禍において学校の外部人材受け入れが減少する中でも、学校ボランティア説明会を実施し、ボランティア登録者を確保するなど、学校への支援体制の整備に成果を上げている。以上のことから、現段階では本事業の受託者として他に替わるものがないため。